

生駒市消防本部訓令第1号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年4月1日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令

生駒市消防事務決裁規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「指導担当官」を「違反是正担当官」に改め、同条第3項中「火災原因調査担当官」を「火災調査担当官」に改める。

第5条第1項第8号中「電算機利用」を「電子計算機利用」に改め、同条第2項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同条第3項中「課長の専決（副署長、南分署長及び北分署長の専決を含む。）」を「主幹又は課長の専決」に改める。

第7条第2号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第12号中「所管に係る重要物品の管理換え及び」を削り、「200万円未満」を「200万円以上500万円未満」に改め、同条第15号中「第9条第18号」を「第9条第19号」に改める。

第8条第10号中「次条第18号」を「次条第19号」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号を同条第10号とし、同条第8号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 1件200万円以上300万円未満の備品の処分に関すること。

第9条第2号中「公文書」を「行政文書」に改め、同条第19号を同条第20号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 所管に係る備品の管理換え及び1件200万円未満の備品の処分に関すること。

第15条（見出しを含む。）及び第16条中「指導担当官」を「違反是正担当官」に、「火災原因調査担当官」を「火災調査担当官」に改める。

第17条各号を次のように改める。

(1) 予定価格150万円未満の工事の施行、修繕、業務委託、物品の購入及び印刷製本等の起工に関すること。

(2) 300万円未満の歳入の調定に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、1件150万円未満の支出負担行為並びに支出命令及び用品調達基金への振替命令に関すること。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。